所得税の確定申告

申告が必要な人

各種所得の合計金額から、基礎控除やその他の所得控除を差し引いて計算した税額から、配当控除や住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。

１．給与所得があり、次のいずれかに該当する人

- 給与の収入金額が2,000万円を超える
- 給与を１か所からもらっている人で、給与所得と退職所得を除く他の所得の合計金額が20万円を超える
- 給与を２か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得と退職所得を除く他の所得金額の合計金額が20万円を超える

以下に該当する場合は申告が必要です

- 同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている
- 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

２．公的年金等の収入があり、次のいずれかに該当する人

- 公的年金等の収入の合計金額が400万円を超える
- 他の所得の合計金額が20万円を超える

※外国年金がある場合や控除追加により還付を受ける場合は申告が必要です。詳しくは、千葉西税務署☎043-274-2111へお問い合わせください。

会場と受付時間

■千葉西税務署（〒262-8507　千葉市花見川区武石町１-520）

- 所得税、贈与税、消費税などの確定申告書作成相談
- 申告書の配布、作成済みの申告書の受け付け

期　　間　２月16日㈪～３月16日㈪（土曜・日曜日、祝日を除く）
３月１日㈰は休日開庁を実施

受付時間　午前８時30分～午後４時
（作成済み書類の提出は午後５時まで）

※相談は、ＬＩＮＥによる事前予約が便利です（当日の入場整理券は、配布数が非常に少なく、なくなり次第終了です）。ＬＩＮＥによる事前予約は右下のコードから。また、申告は原則、スマートフォンとマイナンバーカードにより行います。

※確定申告時期には、千葉西税務署の駐車場は使用できません。公共交通機関をご利用ください。

次の２会場で申告できます

■市役所会場

- 作成済みの確定申告書の提出（予約不要）
- 確定申告作成相談は事前予約制（各日132人）

給与、公的年金の収入がある人（個人年金（生命保険の年金）や事業収入などがある人）は、市役所会場では相談できません。

期　　間　２月16日㈪～２月27日㈮（作成済みの書類の提出は３月16日㈪まで。土曜・日曜日、祝日を除く）

受付時間　午前８時30分～午後４時（作成済み書類の提出は午後５時まで）

予約方法　右のコードまたは申告会場で予約。スマートフォンをお持ちの人は当日持参してください。

予約受付期間　２月２日㈪午前８時30分から２月26日㈭午後３時まで。翌日以降分の予約になります。

※年末調整していない住宅ローン控除、給与と公的年金以外の収入がある人、災害などによる雑損控除などの相談は千葉西税務署へ。

※「利用者識別番号」をお持ちの人は、必ず確認できる書類をお持ちください。初めて利用する人は、会場で取得できますので、本人確認書類をお持ちください。

※新庁舎建設工事中により駐車場の確保が困難なため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

☑ 申告相談に必要なもの

スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した２つのパスワード（数字４桁と英数字６文字以上16文字以下）、確定申告に必要な収入及び控除関係書類。

申告内容により必要な書類が違いますので、詳しくは、千葉西税務署へお問い合わせください。

■スマートフォンでも申告できます

スマートフォンを使って自動計算で簡単に作成して、自宅でいつでも申告できます。右のコードから申告に必要なものをご確認ください。

■郵送で提出できます

所得税の申告書は郵送により提出することができます。

【郵送先】〒262-8507　千葉市花見川区武石町１-520
東京国税局業務センター千葉西分室（千葉西税務署）

■申告書等の控えに収受日付印は押印しません

申告書などの正本（提出用）のみを提出してください。

■ふるさと納税ワンストップ特例制度

所得税の確定申告や市民税・県民税の申告をしない人が対象です。医療費控除などを受けるために申告をする場合は、特例が無効になるため、寄附金控除の申告も併せて必要です。

■要支援の人も障害者控除の対象になりました

これまで要介護１以上で条件を満たす人が障害者控除認定の対象者でしたが、令和７年分の所得税の確定申告および令和８年度の市民税・県民税の申告から、要支援の人で条件を満たす人も障害者控除認定の対象者となりました。控除に必要な認定書発行には市への申請が必要です。詳しくは長寿支援課☎421-6736へ。

小型充電式電池の分別収集を開始しています

リチウムイオン電池などの小型充電式電池は、絶縁処理をして市指定ごみ袋（不燃・有害ごみ専用）に入れ、袋に「充電式電池あり」と記載して口を縛り、不燃・有害ごみの収集日に集積場所へ出してください。なお、膨張した電池は集積場所に出さず、清掃センターへ直接お持ち込みください。詳しくは右のコードから市ホームページをご確認ください。

不法投棄通報受付専用電話
フリーダイヤル（ファクス兼用）
0120-844-530（やちよし ゴミゼロ）

粗大ごみ受付専用電話
（収集依頼受付・要予約）
483-4506
月～金曜日９時～16時30分
（祝日・年末年始を除く）

2月の資源物・ごみ収集日

コース	該当地域 ※使用している集積場所の地域	指定袋使用 不燃ごみ 有害ごみ	指定袋使用 可燃ごみ	資源物 びん類 缶・金属類 ペットボトル	資源物 紙類 布類
1	大和田（成田街道南側） 村上（3200・3300・3500番台の成田街道南側） 萱田町（成田街道南側） 大和田新田（県道幕張八千代線東側） 高津（県道幕張八千代線東側）	３日（第1火） 17日（第3火）	月・水・金 23日は収集あり 11日は休み	木	土
2	八千代台北	10日（第2火） 24日（第4火）			
3	八千代台西、八千代台南	３日（第1火） 17日（第3火）			
4	八千代台東	10日（第2火） 24日（第4火）			
5	上高野	４日（第1水） 18日（第3水）	火・木・土	金	月 23日は休み
6	村上団地、村上（881～885番地）	休み（第2水） 25日（第4水）			
7	村上（881～885番地を除く新川東側）、下市場、村上南、勝田台北	４日（第1水） 18日（第3水）			
8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	休み（第2水） 25日（第4水）			
9	村上（成田街道北側で新川西側）、萱田町・萱田・大和田（成田街道北側から東葉高速線南側）、大和田新田（300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、大和田新田（477・507・510・511番の東葉高速線北側）、ゆりのき台1・2丁目	５日（第1木） 19日（第3木）	月・水・金 23日は収集あり 11日は休み	火	土
10	高津（県道幕張八千代線西側）、高津東 大和田新田（100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線西側）	12日（第2木） 26日（第4木）			
11	高津団地 大和田新田（1～99番地の成田街道南側）	５日（第1木） 19日（第3木）			
12	大和田新田（900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、緑が丘2～4丁目、緑が丘西（東葉高速線南側）	12日（第2木） 26日（第4木）			
13	勝田台	６日（第1金） 20日（第3金）	火・木・土	水 11日は休み	月 23日は休み
14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、萱田町（500番台を除く東葉高速線北側） 萱田（東葉高速線北側）	13日（第2金） 27日（第4金）			
15	萱田町（500番台の東葉高速線北側）、大和田新田（477・507・510・511番を除く東葉高速線北側）、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西（東葉高速線北側）	６日（第1金） 20日（第3金）			
16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	13日（第2金） 27日（第4金）			

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎(421)6768または清掃センター☎(483)4521 FAX(486)1011へ